

岡崎市立新香山中学校

学校いじめ防止基本方針

—すべての生徒の健やかな成長を目指して—

策定

平成26年2月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

また、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【いじめの定義】（文部科学省）

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じて、学校サポーター（警察OB）などの関係する外部専門家等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、課題を明らかにし、毎年見直す。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめ防止に関わる研修を年1回以上実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・STOPいじめ集会と人権集会により、いじめの防止の理念を全校生徒で共有する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 本校の課題といじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 昨年度のいじめの実態から明らかになった課題とその解決のための手立て

- ・昨年度、SNSの書き込みにより、いじめられていると感じたことが数件あった。SNS利用については、日頃から生徒への情報モラル学習や保護者への啓発文書により、十分留意するように指導しているが、こういった誤解は減ることがない状況にある。道徳の時間や特別活動を使用して、ネットモラルや心の教育を昨年度より多く取り入れていくようにする。
- ・昨年度、非通知や公衆電話からのいたずら電話が発生した。この件については、警察にも連絡し、警察と被害保護者と連携して対応した。今後も、重大なことについては、早期に警察と連携を図って対応していくようにする。
- ・昨年度は、保護者が警察からの指導を受けた事案や保護者が弁護士へ相談した件などが複数件ありました。当事者となった場合は、そういった方が関わることをご承知ください。
- ・昨年度の生活・安全委員会主催「STOPいじめ集会」のアンケート結果では、生徒の回答として、ちょっとしたからかいなどをいじめとしてとらえていない傾向があることが分かった。ちょっとしたからかいでも「いじめ」に発展することを理解できるように、いじめの定義やその防止について全教育活動で機会を設けて、継続した指導を行っていくようにする。

(2) いじめの未然防止の取組

① 未然防止の考え方

いじめ防止に加え、問題行動等の未然防止として、分かる授業と絆づくりを目指す。分かる授業は、個別最適な学びと協働的・対話的な学びを一体化し、どの生徒も参加できる授業を展開し、学び合い高め合える授業を目指す。絆づくりとしては、中1ギャップ解消や人間関係構築のために、新入生対象で入学前の小学生の交流会や4月中の少年自然の家でのデイキャンプなどにより、生徒同士の個性を知り認めあえる機会を設ける。

2・3年生においては、4月から親和的で生徒の自治的活動による学級づくりを目指し、生徒同士のかかわりが増えるレクリエーションや総合的な学習の時間での環境プログラムに沿った協働的・対話的な学びを進める。

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが大切である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む。生徒たち・保護者の意識や背景等を把握し、予防的、開発的な取組を実施する。

② 取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、思いやりをもって共に成長していく学級づくりを推進する。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。また、岡崎市民としての「おかげの心の醸成」を図り、たくましい心と市民としての誇りを育てる。

エ 学校通信や学級通信等に心を育てる内容の記事を掲載し、いじめの起きない学年、学級づくりに努める。

オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

ネットインストラクターや通信キャリア会社の専門員等からのネット利用における安心安全な利用のための講座を実施（年2回程度）し、全校で学習する。

(3) いじめの早期発見の取組

① 早期発見の考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながることから、日頃から教職員と生徒・保護者との信頼関係を築くことが大切である。またいじめは、教職員や保護者などの大人が気づきにくいところで行われ、潜在化している可能性を認識し、教職員がアンテナを高くし、生徒の小さな変化を察知することが重要である。

すべての教職員で、生徒に関わる情報を共有するとともに、保護者とも連携して情報を集め、早期発見に努める。

② 取組

ア いじめに関わる項目のある生活アンケートを定期的実施（年間5回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 生活アンケートの結果や日頃の様子を基にして、いじめや生活の悩み等に関わる面談を実施し、直接生徒からの聞き取り調査を実施する。（年間5回）

ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、希望によりスクールカウンセラーや養護教諭等との教育相談を受けることができるようにする。

エ 新香山ノート（生活日記）や教職員の生徒観察から、生徒の変化を把握する。

オ 全教職員による生徒理解についての情報交換を実施（月に1回程度）し、生徒の変化について情報共有する。

カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

【いじめ相談電話等、外部の相談機関】

- ◆西三河児童・障害者相談センター ☎27-2779
- ◆岡崎市キッズ心の電話 ☎83-5660
- ◆子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ◆こころの健康電話 ☎0570-06-4556
- ◆愛知県警ヤングテレホン ☎052-951-7867

(4) いじめに対する措置

① いじめに対する措置の留意点

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツなどで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むように留意する。

なお、いじめ被害者への不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。周囲の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものであり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）については、適切に理解した上で、指導にあたる必要がある。

② 取組

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

③ 教職員の共通理解と警察機関との連携

- ・いじめ問題は、全教職員で理解し関係した生徒に対応します。

- ・いじめは、侮辱や名誉棄損などの触法行為となります。傷害や脅迫とともに警察棟と連携して対応をします。

【ネットいじめに関わる指導内容】

- ・誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、画像を無断でアップすることは肖像権の侵害で、許される行為ではないこと。
 - ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
 - ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
(書き込み等削除手順)
- ① 掲示板などのアドレスを記録し、状態を印刷するか撮影指摘録を残す。
 - ② 掲示板等の管理人または掲示板プロバイダに依頼する。
 - ③ 削除されない場合は、警察・法務局に相談する。

【抵触する可能性のある刑事法規】(文部科学省「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」)

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる(脅迫、名誉毀損、侮辱)
- イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする(暴行、傷害)
- ウ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(暴行)
- エ 金品をたかられる(恐喝)
- オ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(窃盗、器物破損)
- カ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(強要、強制わいせつ)
- キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる(名誉毀損、侮辱)

4 重大事態への対応

(1) 対応手順

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(別紙)に基づいて対応する。

(2) 関係調査

学校が、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に調査をする。また、事案に応じて適切な専門家を加える。

(3) 情報提供

調査を行った場合は、その結果について、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、よりよいものとするために、アンケートや学校関係者評価により見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ② 学校評価委員会において、評議委員より評価(年に2回)を受けて、よりよい取組を目指す。
- ③ いじめに関する項目を盛り込んだ生徒、保護者、教職員の教育活動診断アンケートを実施(年に1回)する。
- ④ ②③を基に、校内いじめ対策委員会において、いじめに関する取組の検証・見直しを行う。

6 その他

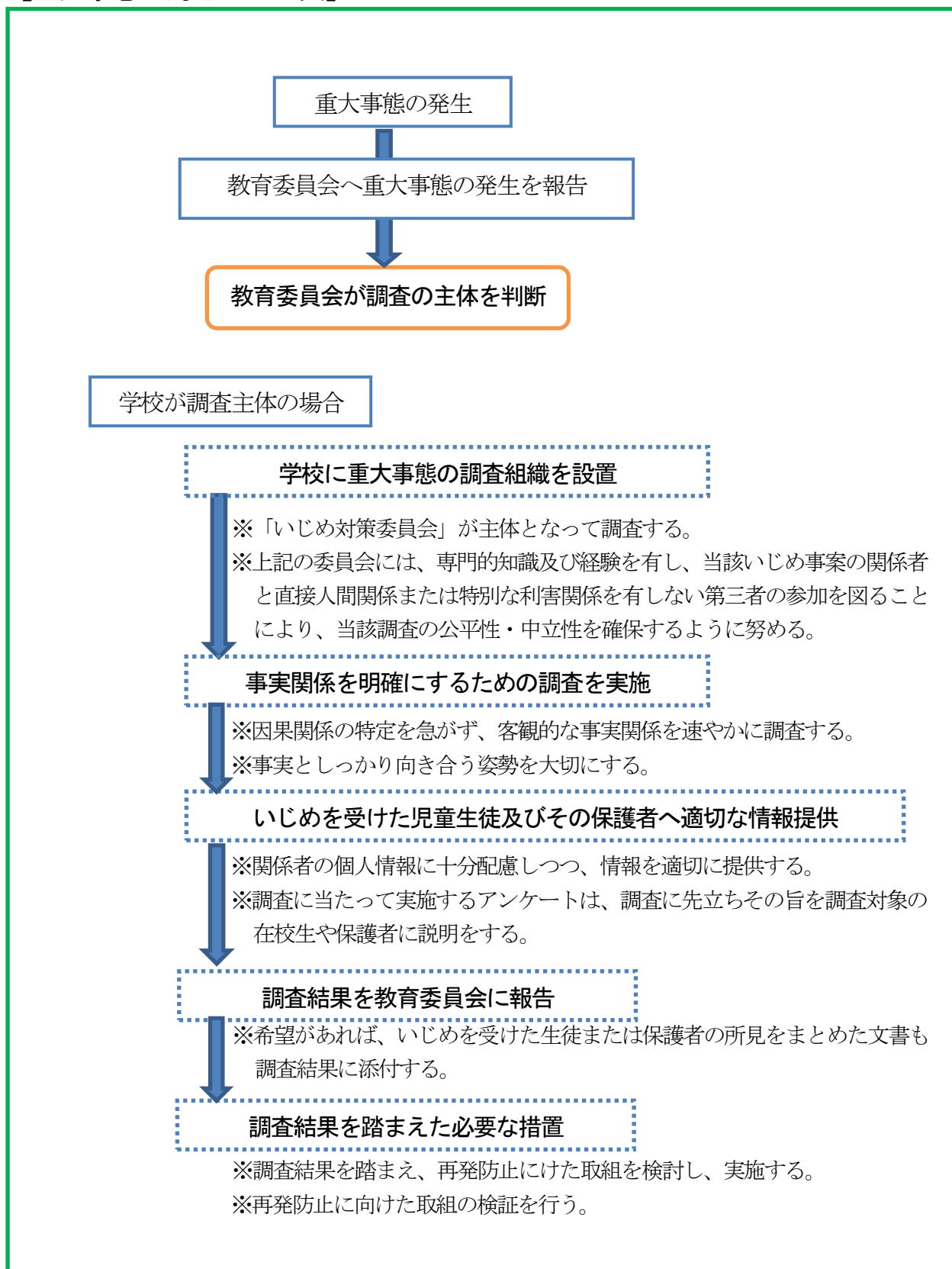
(1) 校内教職員研修

いじめ防止に関する校内研修を実施(年2回以上)し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質・能力向上に努める。

(2) 保護者への公表

「学校いじめ基本方針」「STOPいじめアクションプラン」は、年度初めに保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載して公表する。

【重大事態の対応フロー図】



【取組の年間計画】

| | いじめ対策委員会・ | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|-----|---|--|--|--|
| 4月 | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○職員会での「学校いじめ基本方針」についての周知 ○全職員による情報交換1 ○ネット安心安全講座① | ○相談室やSCに関する生徒、保護者への情報提供 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会 ○青少年赤十字更新式 | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定・各種検診 ○家庭訪問 | ○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観 ○新香山協力会1 |
| 5月 | ○教員研修①「いじめと生徒理解、学級づくり」(仮称) ○全職員による情報交換2 ○自主研修「生徒観察の視点」(仮称) | ○自主性を育てる生徒集会 ○生徒同士の絆を深める部活動強化週間・選手激励会 | ○生徒によりそう「生徒理解・生徒観察」強化週間 ○生活アンケート・面談実施1 | |
| 6月 | ○心を育てる校内環境整備 ○学校評価委員会での評価1 ○第1回学級集団適応心理検査分析 ○全職員による情報交換3 | ○地元のササユリを市役所・北部福祉センターに届ける訪問活動 ○3年修学旅行を通しての友情を高める学習 | ○教育相談週間1 ○第1回学級集団適応心理検査 | ○公開授業・公開部活動 ○親子リサイクル活動 ○学校評議員会 ○学区健全育成会議 ○保護司のあいさつ運動 |
| 7月 | ○全教職員による生徒理解のための情報交換4 ○生活アンケート分析1 | ○情報モラル指導強化週間 ○2年職業人に学ぶ「生き甲斐・やりがい」講演会 ○生徒同士の絆を深める部活動強化週間・選手激励会 ○人権作文づくり | ○新香山ノートの学期末点検 ○生活アンケート・面談実施2 | ○保護者会、個別懇談会 |
| 8月 | ○中間評価 ○教員研修②「生徒理解のためのカウンセリング」(仮称) ○全職員による情報交換5 | ○2年職場体験学習? ○各種大会・コンクール参加による自己肯定感の高揚 ○能力を伸ばす駅伝部参加(3年) ○2学期の学級開き | ○家庭訪問(随時) | |
| 9月 | ○生徒理解のための情報交換 ○全職員による情報交換6 | ○体育大会で生徒同士の信頼強化 ○学校保健委員会 | ○身体測定 | ○親子リサイクル活動 ○体育大会 |
| 10月 | ○教員研修③「自己肯定感をつける授業研究1」(仮称) ○全職員による情報交換7 | ○部活動強化週間・選手激励会 ○能力を伸ばす駅伝部参加(1.2年) | ○生徒によりそう「生徒理解・生徒観察」強化週間 | ○学校評議員への学校行事・授業の公開 |
| 11月 | ○教員研修④「自己肯定感をつける授業研究2」(仮称) ○全職員による情報交換8 | ○文化祭、合唱コンクールを通しての生徒同士の友情強化 ○生徒会レクリエーション | ○生活アンケート・面談実施3 ○教 | ○文化祭 ○保護司のあいさつ運動 |
| 12月 | ○第2回学級集団適応心理検査分析 ○ネット安心安全講座② ○生活アンケート分析2 ○全教職員による情報交換9 ○教育活動診断アンケートの実施とその集約 | ○人権週間(講話、授業、昼の放送) ○いじめ防止標語募集 ○赤い羽根募金活動 ○長距離継走大会での生徒同士の友情の絆の強化 ○龍溪院清掃活動 ○百人一首大会で団結強化 | ○第2回学級集団適応心理検査 ○新香山ノートの学期末点検 ○生活アンケート・面談実施4 ○家庭訪問(随時) | ○保護者会・個別懇談会 ○PTA主催「心を育てるあいさつ運動」実施 ○教育活動診断アンケート |
| 1月 | ○生徒、保護者、教員による教育活動診断アンケート」集約と結果報告 ○全職員による情報交換10 | ○3学期学級開き ○人間性を高めるマナー講習会 ○立志の式で感謝の心の育成 | ○身体測定 ○生活アンケート・面談実施5 ○教育相談週間3 | ○フリー参観週間 ○親子リサイクル活動 |
| 2月 | ○学校関係者評価による評価2 ○生活アンケート分析3 ○全職員による情報交換11 | ○1・2年生が卒業生に感謝の気持ちを表す卒業を祝う会 | ○生活アンケート・面談実施6 | ○保護者会、個別懇談会 ○保護司のあいさつ運動 ○学校評議員会 |
| 3月 | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○全教職員による生徒理解のための情報交換12 | ○本校の伝統を後輩に伝える卒業証書授与式 ○思い出を大切に学級おさめ ○地元を愛するササユリ保護活動・学区清掃活動 | ○新香山ノートの学期末点検 ○家庭訪問(随時) | ○新香山協力会2 |
| 通年 | ○いじめに関する情報の収集と職員間の情報共有 ○対応策の検討 | ○集会における校長講話 ○生徒集会での呼びかけ(月1回) ○道徳教育、体験活動の充実 ○自己肯定感の持てる授業の充実 | ○健康観察 ○SC、養護教諭による相談 ○新香山ノート ○学年・学級通信 ○家庭訪問(随時) | ○あいさつ運動(生活・安全委員会) |

【附則】策定 平成26年2月1日 平成31年4月1日加筆 令和4年4月15日加筆